

# 岡山市 避難指示等の判断基準(概要版)

## (令和4年6月)

### 第1節 対象とする災害

対象とする自然災害は、本市の特性を考慮し、河川の氾濫災害、内水氾濫（雨水出水）災害、土砂災害、津波災害、高潮災害、地震災害とする。

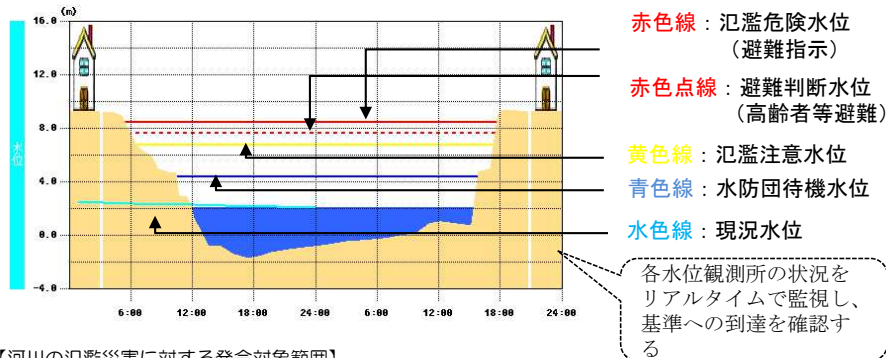
### 第2節 災害種別ごとの避難指示等の判断基準

収集した情報を基に、各災害種別ごとに示した判断基準表を参考に検討を行い、避難指示等の発令を迅速かつ的確に判断し市長(本部長)に具申する。ただし、今後の気象予測や巡視報告、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）、現場（各区本部など）からの意見などを総合的に勘案する。

#### 1. 洪水予報指定河川及び水位周知河川の氾濫災害 ★部分は、洪水予報指定河川のみ適用

区分	基準
警戒レベル3 高齢者等避難	大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表され、以下の条件を満たしたときに発令する。 ■避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれる場合 ■氾濫警戒情報が発表された場合★
警戒レベル4 避難指示	大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表され、以下の条件を満たしたときに発令する。 ■まもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ■氾濫危険水位に達した場合 ■氾濫危険情報が発表された場合★
警戒レベル5 緊急安全確保	■氾濫が発生した場合 ■氾濫発生情報が発表された場合★ ■堤防が決壊した場合又は破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された場合 ※災害の状況を確実に把握できるものではないことから、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。

・但し、ダム放流量や下流域における潮位及び児島湖の水位にも留意し、総合的に判断。



【河川の氾濫災害に対する発令対象範囲】

町丁目単位での発令を基本とするが、洪水発生時は広範囲となる可能性が高いため、状況に応じて小学校区単位での発令も検討する。（小学校区単位での発令の際には「学区」は「地域」に読み替える）

#### 2. 内水氾濫（雨水出水）災害

区分	基準
警戒レベル3 高齢者等避難	■台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が高いと判断した場合
警戒レベル4 避難指示	■台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が極めて高いと判断した場合 ※但し、上記以外の場合においても、様々な状況により緊急避難が必要と判断される場合については避難指示を発令する。
警戒レベル5 緊急安全確保	■近隣で既に浸水が発生し、台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、更に浸水の被害が甚大化、拡大化する恐れがあると判断した場合 ※災害の状況を確実に把握できるものではないことから、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。

【内水氾濫（雨水出水）災害に対する発令対象範囲】

状況に応じて、小学校区単位・町丁目等の地区単位で発令するものとする。（小学校区単位での発令の際には「学区」は「地域」に読み替える）

#### 3. 土砂災害

岡山地方気象台（ホットライン）に意見を聞くなど、気象台との連携を密にしながら、以下に示した判断基準表を参考に検討を行い、避難指示等の発令を迅速かつ的確に判断。

区分	基準
警戒レベル3 高齢者等避難	大雨警報(土砂災害)が発表され、岡山県土砂災害危険度情報（1kmメッシュ）の危険度レベルが「土砂災害に警戒(警戒レベル3相当)」（赤色）に達し、更に「土砂災害に嚴重警戒(警戒レベル4相当)」（うす紫色）への到達が見込まれる場合。
警戒レベル4 避難指示	■岡山県土砂災害危険度情報（1kmメッシュ）の危険度レベルが「土砂災害に嚴重警戒(警戒レベル4相当)」（うす紫色）に達し、土砂災害警戒情報が発表された場合。 ※但し、土砂災害警戒情報が発表されていない場合においても、 ■近隣で土砂災害発生の前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量に変化したときなど）が発見された場合。
警戒レベル5 緊急安全確保	■土砂災害警戒情報が発表されていない場合においても、近隣で土砂災害の危険が切迫している場合または発生した場合など ■土砂災害警戒情報が発表され、岡山県土砂災害危険度情報（1kmメッシュ）の危険度レベルが「土砂災害の発生の恐れ」（濃い紫色）に達している場合。 ※災害の状況を確実に把握できるものではないことから、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。



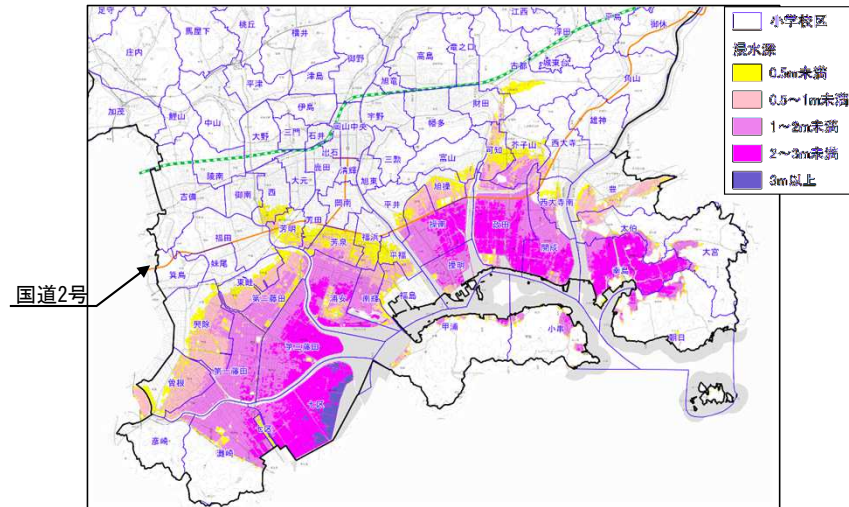
表示されるメッシュ色	危険度レベル	危険度レベルが示す状況と対処方法
極めて危険	土砂災害発生	・実況の雨量が土砂災害発生危険基準線に達したとき ・命に危険が及ぶような土砂災害がすでに発生していてもおかしくない ・この状況になる前に土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の外でも安全な場所への避難を完了しておく必要がある
非常に危険【警戒レベル4相当】	土砂災害に警戒【警戒レベル3相当】	・今後2時間以内に土砂災害が集中的に発生する危険性が高まっている ・地元市町村が発表する避難情報等を確認するとともに、溪流や斜面の状況に注意し、速やかに避難を開始する
土砂災害に警戒【警戒レベル3相当】	土砂災害に注意【警戒レベル2相当】	・非常時の持ち出し品や避難経路の確認 ・高齢者等は速やかに土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の外でも安全な場所への避難を開始する
土砂災害に注意【警戒レベル2相当】	土砂災害に注意【警戒レベル2相当】	・気象や雨量の情報収集の開始 ・周囲の溪流や斜面の状況に注意し異常を感じたら早めの避難を心がける

## 4. 津波災害

区分	基準
高齢者等避難	津波の場合、一刻も早い避難が必要であることから、即時避難指示の発令を基本とするが、遠地震の場合などは津波到達時間も考慮し、高齢者等避難の発令も検討する。その場合の発令地域は、揺れを伴わない場合（堤防が機能している状況）の避難指示等発令対象区域とする。
避難指示	津波注意報、津波警報、大津波警報が発表されたときに発令するが、発令範囲は、揺れを伴う場合と揺れを伴わない場合で異なることに留意する。 <b>■揺れを伴う場合</b> 揺れを伴う場合の避難指示発令対象区域に発令する。 <b>■揺れを伴わない場合</b> 揺れを伴わない場合（堤防が機能している状況）の避難指示等発令対象区域に発令する。

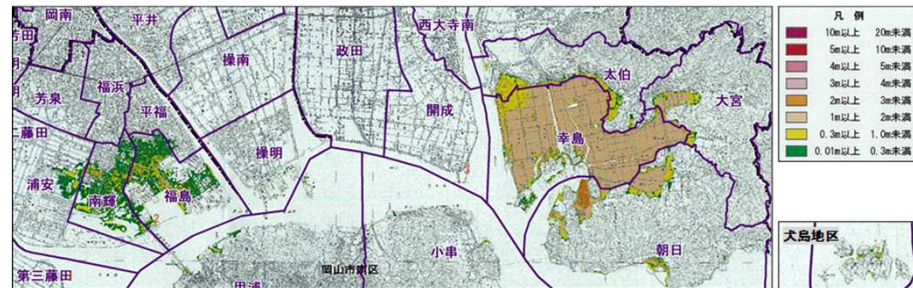
### 【津波災害に対する発令対象範囲】

#### ①揺れを伴う場合の避難指示発令対象区域



- パターンA（津波到達まで余裕がない場合）「避難指示発令対象区域全域を一つの発令単位とする」  
 ⇒国道2号より南側の地域及び西、御南、旭操、旭東、古都、財田、富山、可知、芥子山地域
- パターンB（津波到達まで余裕がある場合）「すべて小学校区単位（42学区）で発令する」  
 （※小学校区単位の発令の際には「学区」は「地域」に読み替える）

#### ②揺れを伴わない場合（堤防が機能している状況）の避難指示等発令対象区域



- 揺れを伴わない津波災害については、堤防が機能する場合の津波浸水想定図を参考に、浸水想定地区（小学校区単位）と沿岸部一帯を発令対象範囲とする。  
 （※小学校区単位の発令の際には「学区」は「地域」に読み替える）

## 5. 高潮災害

区分	基準
警戒レベル3 高齢者等避難	高潮警報が発表され、以下の条件を満たすときに発令する <b>【A区域】</b> ■宇野港の潮位が、 <u>2.00m(TP)に達する恐れ</u> がある場合 <b>【B区域】</b> ■宇野港の潮位が、 <u>2.00m(TP)に達し、2.30m(TP)に達する恐れ</u> がある場合
警戒レベル4 避難指示	以下のいずれかの条件を満たすときに発令する <b>【A区域】</b> ■宇野港の潮位が、 <u>2.00m(TP)に達した</u> 場合 <b>【B区域】</b> ■宇野港の潮位が、 <u>2.30m(TP)に達した</u> 場合 <b>【A・B区域】</b> ■高潮警報が発表され、周囲の堤防等の決壊の前兆現象が確認された場合
警戒レベル5 緊急安全確保	・海岸堤防の破堤、倒壊が発生した場合 ・水門等の機能異常 ・異常な越波・越流の発生 ※災害の状況を確実に把握できるものではないことから、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。

### 【高潮災害に対する発令対象範囲】

以下の区域に対し、学区内の町丁目を基本に発令。  
 （※小学校区単位の発令の際には「学区」は「地域」に読み替える）

- （A区域）：宇野港潮位2.00m ⇒（南区）甲浦地域・小串地域  
 （東区）朝日地域（宝伝・正儀・久々井・大島）  
 幸島地域（東幸西・西幸西・水門町・南水門町）
- （B区域）：宇野港潮位2.30m ⇒（南区）平福地域・福島地域・南輝地域  
 （東区）政田地域・開成地域  
 （中区）操明地域

## 6. 地震災害

区分	基準
高齢者等避難	—
避難指示	以下のいずれかの条件を満たすときに発令する <b>■地震による火災により、延焼のおそれがある場合</b> <b>■地震による河川堤防の破損、地盤の緩みなどによって浸水害や土砂災害など、二次災害のおそれが高まっている場合</b>

### 【地震災害に対する発令対象範囲】

発令対象区域については、状況により、小学校区単位・町丁目等の地区単位で発令するものとする。（※発令の際には「学区」は「地域」に読み替える）

## 第3節 屋内における安全確保措置について

災害対策基本法の改正により、これまでの立ち退き避難（水平避難）に加え、「屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる（垂直避難）。」という行動形態が追加された。

このため、実際の避難指示等の発令時には、あらかじめ定めた避難場所への避難とともに、外が危険な場合には屋内安全確保をとることを併せて伝達することとする。

## 第4節 避難指示等の判断基準の見直し

今後、運用していくなかで、実際の被害発生による課題やガイドライン（国等）の見直しがあった場合などは、随時、避難指示等の判断基準について見直しを行っていくものとする。